高知県福祉・介護職員処遇改善等支援交付金　サービス区分ごとの交付要件（交付要綱第７条）の概要

<table>
<tr><th>サービス区分</th><th>基本要件
（第７条第１号ア、第２号ア、第３号ア、イ）</th><th>上乗せ要件①
（第７条第１号イ、第２号イ）</th><th>上乗せ要件②
（第７条第１号ウ、第２号ウ）</th></tr>
<tr><td>１.訪問介護</td><td rowspan="20">基準月（原則：令和7年12月）に処遇改善加算を算定していること。ただし、交付申請時に処遇改善加算を算定している又は処遇改善加算の算定を誓約し、実績報告時までに算定のうえ、実績報告書で報告する場合も本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から処遇改善加算を算定しているものとして取り扱う。</td><td rowspan="8">基準月（原則：令和7年12月）において生産性向上や協働化に係る取組として以下のア又はイのいずれかの取組を行っていること。
ア
ケアプランデータ連携システム（※１）に加入していること。ただし、交付申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約し、実績報告時までに加入する場合も本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から加入しているものとして取り扱う。
イ
介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。</td><td rowspan="20">職場環境改善等に向けて以下のア～ウのいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していること。ただし、上乗せ要件①の要件を満たしている場合は上乗せ要件②を満たしているものとして取り扱う。また、高知県介護人材確保等事業による交付金の交付を受けている場合も上乗せ要件②を満たしているものとして取り扱う。
ア
介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
イ
業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
ウ
業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組</td></tr>
<tr><td>２.夜間対応型訪問介護</td></tr>
<tr><td>３.定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td></tr>
<tr><td>４.（介護予防）訪問入浴介護</td></tr>
<tr><td>５.通所介護</td></tr>
<tr><td>６.地域密着型通所介護</td></tr>
<tr><td>７.（介護予防）通所リハビリテーション</td></tr>
<tr><td>８.（介護予防）認知症対応型通所介護</td></tr>
<tr><td>９.（介護予防）特定施設入居者生活介護</td><td rowspan="12">基準月（原則：令和7年12月）において生産性向上や協働化に係る取組として以下のア～ウのいずれかの取組を行っていること。
ア
生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定していること。ただし、交付申請時に生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している又は生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの算定を誓約し、実績報告時までに算定する場合も本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から算定しているものとして取り扱う。
イ
ケアプランデータ連携システムに加入していること。（11、12、16、18、20のみ、※２）ただし、交付申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約し、実績報告時までに加入する場合も本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から加入しているものとして取り扱う。
ウ
介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。</td></tr>
<tr><td>10.地域密着型特定施設入居者生活介護</td></tr>
<tr><td>11.（介護予防）小規模多機能型居宅介護</td></tr>
<tr><td>12.看護小規模多機能型居宅介護</td></tr>
<tr><td>13.（介護予防）認知症対応型共同生活介護</td></tr>
<tr><td>14.介護福祉施設サービス</td></tr>
<tr><td>15.地域密着型介護老人福祉施設</td></tr>
<tr><td>16.（介護予防）短期入所生活介護</td></tr>
<tr><td>17.介護保健施設サービス</td></tr>
<tr><td>18.（介護予防）短期入所療養介護（老健）</td></tr>
<tr><td>19.介護医療院サービス</td></tr>
<tr><td>20.（介護予防）短期入所療養介護（病院等・医療院）</td></tr>
<tr><td>21.（介護予防）訪問看護</td><td rowspan="3">以下のア又はイのいずれかを満たすこと。
ア
基準月（原則：令和7年12月）において生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。
・ケアプランデータ連携システムに加入していること。ただし、交付申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約し、実績報告時までに加入する場合も本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から加入しているものとして取り扱う。
・介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。
イ
基準月（原則：令和7年12月）において、以下の処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる要件を全て満たすこと。ただし、全て誓約し、実績報告時までに実施する場合も基準月から要件を満たしてものとして取り扱う。
・任用要件・賃金体系の整備等
・研修の実施等
・職場環境等要件</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>22.（介護予防）訪問リハビリテーション</td></tr>
<tr><td>23.居宅介護支援、介護予防支援</td></tr>
</table>

（※１）厚生労働省がケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認めたものを含む。

（※２）小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に限る。また、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに看護小規模多機能型居宅介護については、短期利用型サービスを含む。